

「学校部活動」の地域展開

文部科学省(スポーツ庁・文化庁)

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ(R6.12)

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的
- 地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要



「地域移行」から「地域展開」へ（名称変更）

室伏長官メッセージ動画視聴



(<https://www.youtube.com/watch?v=VUdo4o5RB0M>)

コンセプト

- ①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。
- ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。

新たな価値の例

- ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）※アメリカ3シーズン＋オフ期間
- ・生徒の個性・得意分野等の尊重
- ・学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・適切な指導者による良質な指導
- ・学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ指導者による一貫的な指導

今後の国の改革の方向性

- ・改革の進め方

休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。国において、地方公共団体が実現可能な在り方や課題への対応策を検討し、地域の実情に応じた取組を進める。

- ・次期改革期間

「改革実行期間」(前期：令和8～10年度) ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度)

- ・費用負担の在り方等受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討する。

令和 7 年度芳賀町の事業内容

運営体制図

部活動地域移行検討委員会

・事業方針、取組内容の検討 ・実証事業の検証・改善 ・基本方針の策定

芳賀町教育委員会

業務委託

総合型地域スポーツクラブ
設立準備委員会

令和8年度総合型地域
スポーツクラブの検討

令和7年度部活動地域展開
運営団体・実施主体

連携

・スポーツ協会
・スポーツ少年団
・文化協会など

指導者
派遣



総合型クラブ活動
第2・第4土曜日

活動場所
学校施設
町施設

参加

芳賀町立芳賀中学校
第2・4土曜日
・男子ソフトテニス部
・女子ソフトテニス部
・柔道部
・剣道部
・バスケットボール部

- 1 運営団体：芳賀町総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会(R7.3.25 設立)
- 2 目標：休日の運動部活動を総合型クラブ活動として実施することにより、地域主体の運営体制を構築する。
- 3 活動日数：月あたり休日2回程度とする。原則、第2第4土曜日とするが、顧問と地域指導者との協議で決定する。部活動の月予定表に位置付けて、生徒・保護者に連絡する。
- 4 期間：令和7年5月～令和8年3月
- 5 大会：中体連の大会には、学校部活動として参加する。
- 6 指導者：これまで部活動補助員等で部活動に関わってきた人物が指導者になることにより、生徒の不安を軽減する。
- 7 費用：指導者への謝金やスポーツ安全保険の費用は、スポーツ庁の「地域スポーツクラブ活動整備事業(実証事業)」により支出する。
- 8 今後の予定
 - ① 地域スポーツクラブへの入会手続き(含：スポーツ安全保険加入の確認)
 - ② アンケート(生徒・保護者)
- 9 その他
 - ① 地域クラブ活動に、部活動顧問が参加することもある。
 - ② 部活動指導員(R6までの部活動補助員を廃止)を配置する。(学校教育課の事業)